二等陸尉 二等海尉 二等空尉	一号俸から二十八号俸まで
三等陸尉 三等海尉 三等空尉	一号俸から三十六号俸まで
准陸尉 准海尉 准空尉	一号俸から三十六号俸まで
陸曹長 海曹長 空曹長	一号俸から三十六号俸まで
一等陸曹 一等海曹 一等空曹	一号俸から三十六号俸まで
二等陸曹 二等海曹 二等空曹	一号俸から四十号俸まで
三等陸曹 三等海曹 三等空曹	一号俸から四十八号俸まで
陸士長 海士長 空士長	一号俸から三十三号俸まで
一等陸士 一等海士 一等空士	一号俸から十三号俸まで
二等陸士 二等海士 二等空士	一号俸から九号俸まで
三等陸士 三等海士 三等空士	一号俸

自衛官俸給表

防衛大臣　北澤　俊美
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十一年十一月三十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

法律第九十三号

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律

国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「、配偶者がこの法律により育児休業をしている職員」を削り、「その他の」を「その他これらに類する職員として」に改め、同項ただし書中「育児休業」の下に「（当該子の出生の日から勤務時間法第十九条に規定する特別休暇のうち出産により職員が勤務しないことが相当である場合として人事院規則で定める場合における休暇について同条の規定により人事院規則で定める期間を考慮して人事院規則で定める期間内に、職員（当該期間内に当該休暇により勤務しなかった職員を除く。）が当該子についてした最初の育児休業を除く。）」を加える。

第十二条第一項中「、配偶者がこの法律により育児休業をしている職員」を削り、「その他の」を「その他これらに類する職員として」に改める。

第二十六条第一項中「、配偶者がこの法律により育児休業をしている職員」を削り、「その他の」を「その他これに類する職員として」に改める。

第二十七条第一項中「これらの規定」の下に「（第三条第一項ただし書を除く。）」を加え、同項の表第三条第一項の項中

任命権者
自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者（以下「任命権者」という。）

を

任命権者	自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者（以下「任命権者」という。）
勤務時間法第十九条に規定する特別休暇のうち出産により職員が勤務しないことが相当である場合として人事院規則で定める場合における休暇	自衛隊法第五十四条第二項の規定に基づく防衛省令で定める休暇のうち職員が出産した場合における休暇
同条の規定により人事院規則で定める期間	防衛省令で定める期間
人事院規則で定める期間内	防衛省令で定める期間内
人事院規則で定める特別の事情	政令で定める特別の事情

に改める。